

令和3年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年12月13日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 今井 健児 | 2番 芝間 教男 | 3番 中島 健男 |
| 4番 中村 茂弘 | 5番 森澤 文王 | 6番 今井 清 |
| 7番 村田 桂子 | 8番 榎本 真弓 | 9番 森本 信明 |
| 10番 滝沢寿美雄 | 11番 今井 英昭 | 12番 田中 三江 |

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

| | | |
|---------------|-------------|-----------|
| 町長 両角正芳 | 副町長 小平春幸 | 教育長 塩澤勝巳 |
| 総務課長 齊藤明美 | 町民課長 荻原義行 | 企画課長 竹重和明 |
| 教育次長 櫻井 豊 | 建設環境課長 篠原英男 | |
| 産業振興課長 今井一行 | 会計管理者 羽場厚子 | |
| たてしな保育園長 山口恵理 | 庶務係長 田口 仁 | |

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | |
|-------------|----------|
| 議会事務局長 羽場雅敏 | 書記 伊藤百合子 |
|-------------|----------|

閉会 午後2時53分

(午後1時30分 開議)

議長（田中三江君） 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほどよろしく願いいたします。

これから、本日、12月13日の会議を開きます。

本日の会議において蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

ここで、両角町長から12月7日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によってお手元に配付しました発言取消申出書に記載したとおり、記載した部分を取消ししたいとの申し出がありました。

両角町長から発言を求められていますので、発言を許可します。両角町長、自席にて発言ください。

町長（両角正芳君） それでは、本会議中の貴重なお時間をおかりをいたしましてここで発言をさせていただきます。

12月7日の今井健児議員の一般質問に対する私の答弁の中で適正さを欠いた発言があり、大変申し訳なくおわびを申し上げます。今後は責任ある発言に努めますので不適切な発言部分の取消しについてご許可賜りたくお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） お諮りします。お手元に配付しました発言取消申出書のとおり、これを許可することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、両角町長からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

◎日程第1 議案第58号～日程第6 議案第63号

議長（田中三江君） 日程第1 議案第58号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてから日程第6 議案第63号 令和3年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの6件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。そして一括議題といたします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査をされていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。森澤文王総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 5番、森澤文王です。それでは、総務経済常任委員会より審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で併せて申し上げます。

審査経過。

令和3年12月3日に付託された標記案件を審査するため、12月9日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第60号 令和3年度立科町一般会計補正予算（第5号）について、歳入全款、歳出のうち、【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳費を除く）、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【10款】災害復旧費、【12款】予備費。

歳出については、【2款】総務費では、1項総務管理費のうち電算管理経費で、プリンターの更新は、町民課の証明書交付用のレーザープリンターであること、別荘等貸付地管理経費で、手数料及び弁護士委託料は、町有地の権利整理に係る経費であり、今後の事業の進め方について説明を受けました。

まちづくり事業経費では、負担金の減額は、ホストタウン事業の事前合宿等の実績に伴う国際交流推進協議会の負担金の減額と、移住・定住推進経費では、UIJターン促進事業新築住宅補助金の今年度の交付実績と見込みについて説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、2項林業費、林業費一般経費で、業務委託料について境界復元箇所の説明を受けました。

【6款】商工費では、1項商工費のうち商工振興経費で、補助金の増額は、融資の申込金額の増加に伴う信用保証料の増額と、地域交通対策経費で中仙道線の代替交通手段については、利用者の利便性等に配慮して柔軟に対応していくとの説明を受け、

【12款】予備費、歳入を含め、原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定より報告します。

議長（田中三江君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、今井 清社会文教建設常任委員中、登壇の上、報告願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） 6番、今井 清です。それでは、社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

1の付記案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和3年12月3日に付託された標記案件を審査するため、12月8日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

(1) 議案第58号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

政令の改正等による産科医療補償制度掛金の引下げに伴う、出産育児一時金等の支給総額維持のための条例改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第59号 立科町権現山運動公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

権現山運動公園施設のうち、青少年の広場及びマレットゴルフ場の所在地の錯誤による大字表記の修正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第60号 令和3年度立科町一般会計補正予算(第5号)について。

歳出のうち、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費)、【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費。

【3款】民生費のうち、2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、児童手当制度改正に伴うシステム改修委託料の増額、2目子育て支援費では、児童館床暖房用ボイラー修繕料、3目保育所費では、町外保育施設入所児童分の保育料委託料の増額補正との説明を受けました。

裏面をご覧ください。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費5目新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業経費について、電算システム改修、コールセンター、集団接種会場送迎及び医師会業務の各種委託料の増額、新型コロナウイルスワクチン接種対象経費では、ワクチン接種に係る集団接種と個別接種の実績に伴う補正であるとの説明を受けました。

2項清掃費1目ごみ処理費では、ごみ指定袋受注増によるごみ指定袋作製費の増額、運搬距離の延伸等によりごみ収集車両修繕増加による修繕料の増額との説明を受けました。

【7款】土木費のうち、2項道路橋梁費1目道路維持費では、緊急修繕等小規模修繕料の増額、2目道路新設改良舗装費では、町道白樺湖大門峠線道路改良事業経費の内容等について説明を受けました。

【9款】教育費のうち、1項教育総務費2目事務局費では、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となったJFA心のプロジェクト夢の教室講師謝礼の減額及び寄附金による地域高校育成のための補助金の増額、2項小学校費1目学校管理費では、中高学年棟出入口屋根の雨漏り修繕料の増額、3項中学校費1目学校管理費では、高架水槽用の揚水ポンプ故障による交換のための修繕料の増額、5項社会体育費2目体育施設費では、体育センターの排煙窓の不具合による修繕料の増額、6項施設管理費1目中央公民館管理費では、大型プリンター故障による機器更新との説明を受けました。

【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳費）を含め、原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第61号 令和3年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

歳入のうち、【5款】繰入金2項基金繰入金は、【6款】繰越金の前年度繰越金の確定及び、歳出【5款】諸支出金の前年度実績に伴う保険給付費等交付金返還金の確定に伴う調整減額であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（5）議案第62号 令和3年度立科町下水道事業会計補正予算（第3号）について。地方債の増額については、町道白樺湖大門峠線道路改良に係る管渠布設替え実施設計委託の財源になるものとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（6）議案第63号 令和3年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）について。資本的収支で不足している額は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金を充てているとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上でございます。

議長（田中三江君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。1番、今井健児君、登壇の上、願います。

〈1番 今井 健児君 登壇〉

1番（今井健児君） 1番、今井健児。それでは、今定例会に上程されました全議案について、賛成の立場から討論します。

令和3年度立科町一般会計補正予算（第2号）について、地域交通対策経費では一括定額運賃制度を活用したタクシーによる輸送サービスを行うとのこと。当町として新たな公共交通の形として、今後の経過も含め、よりよい交通整備の一步として、まずは試みることに賛成です。ほか今定例会に上程された議案に対し反対の余地はなく、引き続き今年度の柔軟な対応と円滑な行政面に期待し、賛成討論といたします。

議長（田中三江君） ほかに賛成討論はありますか。3番、中島健男君、登壇の上、願いま

す。

〈3番 中島 健男君 登壇〉

3番（中島健男君） それでは、社会文教建設委員会の議案について、賛成討論をいたします。

まず、町民課の関係ですけれども、議案第58号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、出産一時金42万円の支給に対し、今回、産科医療補償制度の掛金が1万5,000円から1万2,000円に引下げられるため、4,000円減ります。国の通達で、少子化対策で全体の支給額が減らさないようにとの指示があり、全体部分を4,000円上げて、40万4,000円を40万8,000円として現状を維持する改正であり、少子化対策であり賛成といたします。

議案第60号 令和3年度一般会計補正予算（第5号）のうち、児童福祉総務費経費、電算委託料、システム改善改修費48万6,000円は、法改正で令和4年4月から現況届の提出が不要となり、それにより所得が不明となります。システム改修で所得を確認できるようにするもので、賛成とするものです。

衛生費のうち、新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業経費で2,008万円、同追加接種対策経費で727万4,000円、合計2,700万超を計上しております。新型オミクロン株には3回の接種が効果があるとのことですが、接種方法や接種会場等、不確定の要素が多々あり、不足しない補正予算を計上したとのことですが、国の方針は8か月とか6か月とか経過とか揺れておりますが、抜け漏れなく確実に接種できるよう対応をお願いして、賛成といたします。

ただし、前回コールセンターを委託した時に、地元のホテル従業員で対応したとのことですが、この件について議会への説明はありませんでした。宿泊業界の仕事量の確保、地元業者への支援、専門業者より安価にできる等、理由は十分に理解できますが、議会への説明がなく、決定経過も不透明です。今回も920万円の予算計上されますが、決まりましたら議会への説明をお願いしたいと思います。

続いて、建設環境課関連では、補正予算について、衛生費、ごみ処理費、ごみ指定袋製作278万1,000円、300箱分の追加製作の経費です。実績で作ったそうですが、小売店での陳列等が多くなり追加が必要となったとのことですが、

土木費、道路維持費500万円は、当初予算2,000万円、既に1,800万円を使用してしまい、不足が予想されるために計上したとのことですが、

土木費、道路新設改良舗装費、町道白樺湖大門峠線ですが、当初予算1,450万を計上し、3号補正と今回の5号補正でトータル5,505万円となります。来年度分の債務負担行為補正の5,780万も提示されましたが、合わせて1億円を超える大工事となります。関連の上下水道の設定委託料も補正計上されており、この工事費自体は来年度予算計上するとのことですが、辺地債の充当率も含め不確定のため、一般財源の持ち出し額も分かりません。この町道白樺湖大門峠線の改良工事については、全協で総額事

業1億3,000万円の概略説明がされましたが、実施に当たり当初予算と3回の補正予算を行い、また、上下水道会計にもまたがっており非常に分かりづらいです。経過の説明を分かりやすく丁寧に行っていただきたいと思います。

また、町民の皆さんにも広報やホームページを通じて適宜説明が必要ではないでしょうか。

教育委員会関連では、議案第59号 立科町権現山運動公園設置及び管理に関する条例の制定は——改正は、青少年の広場とマレットゴルフ場が芦田と表示されているが正式には山部とのことであり変更するもので、昭和56年の条例改正から続いており、今回の今年8月の豪雨によって災害復旧で間違いに気づいたとのことです。行政の適正な業務遂行をお願いしたいと思います。

補正予算では、民生費、保育所費、保育所事業経費、補助金30万9,000円が計上されています。園児2名が町外へ通うもので、今年度途中からで当初予定されていなかったとのことです。

教育事務費で寄附金100万円があり、寄附者の要望に沿う地域高等学校教育の育成に充てるとのことです。

小学校の修繕では中高年学年棟出入口の雨漏り、中学校の修繕では高架水槽揚水用ポンプ2台のうち1台が故障したので交換する費用、体育館センターでは排煙窓の2か所の修繕が出されました。児童館の床暖房ボイラーの交換も含め、どれも早めに修繕をしていただきたいと思います。

中央公民館管理費では、大判プリンター1台を更新、55万2,000円が計上されています。平成26年に購入し、平成31年修理しましたが、現在は故障で使っていないということです。今回もメーカー保証1年、部品保証5年のため、5年後にまた更新となる必要が出てきます。毎年5年に一度の更新については、ほかに何かよい方法がないか検討していただきたいと思います。

以上で賛成討論を終わります。

議長（田中三江君） ほかに賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第58号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第59号 立科町権現山運動公園設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第60号 令和3年度立科町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第61号 令和3年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第62号 令和3年度立科町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第63号 令和3年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第7 発委第8号

議長（田中三江君） 日程第7 発委第8号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とし、2時5分から第1委員会室において全員協議会を開催しますので、議員、理事者、説明員は参集願います。

（午後2時00分 休憩）

（午後2時30分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り議事を再開します。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程にお手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第64号

議長（田中三江君） 追加日程第1 議案第64号 令和3年度立科町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第64号 令和3年度立科町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和3年度立科町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,592万円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億5,515万2,000円とするものです。

本日提出、立科町長。

2 ページは、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入と歳出です。

3 ページは、「歳入歳出予算事項別明細書」の歳入と歳出の総括になります。

4 ページをお願いします。

歳入について、15款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金は、子育て世帯等臨時特別支援事業で、先行給付金として児童 1 人当たり 5 万円の支援金及び事務的経費を合わせ総額4,592円の計上であります。

続いて歳出ですが、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、社会福祉一般経費は、原油価格高騰に伴う町独自の支援策として実施する福祉灯油券交付事業に係る経費であります。対象者は、住民税非課税世帯のうち、在宅で生活し、一定の条件に当てはまる世帯とし、1 世帯当たり 1 万円の灯油券を最大600世帯分見込み600万円、その他事務的経費50万円の計上であります。

5 目臨時特別支援事業費は、子育て世帯等臨時特別支援事業経費として、先行給付金児童 1 人当たり 5 万円、対象者を900人と見込み4,500万円及び事務的経費として92 万円を計上いたしました。財源は全額国費となります。

12款予備費は、福祉灯油券交付事業に充てるため650万円を減額し、調整いたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中三江君） これから本案についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7 番、村田桂子君。

7 番（村田桂子君） 村田です。二つほど質問をいたします。

一つは、福祉灯油券です。これを踏み切っていただいたこと感謝したいと思います。その中に一つは所得、対象者について伺います。全員協議会に示された資料では住民税非課税世帯を限定とするとあります。そして、その中身としては65歳以上とか子供を養育するとか障害者、介護者、生活保護世帯ということになっておりますけれども、実際には子供のいない世帯あるいは65歳未満でも、前年度は課税世帯であっても今年度になって収入が急激に減少したという世帯も数多くあると思われま。条例の中には必ず「町長が特に認めた場合」というのがあると思いますが、今回、非課税世帯だけというのは一定の形式だと思いますけれども、前年度課税世帯でも今年度になって困窮してる世帯がたくさんあるということを鑑みて、この福祉灯油を施行するに当たっても「町長が特に認めた場合」というのを入れ込むべきだと思いますが、これについてのご見解を伺います。それが1点です。

二つ目は、福祉灯油についてですが、灯油券を1万円、これの1,000円券掛ける10枚ということで支給するというふうに伺いましたけれども、例えば大体ポリタン一つ買うと2,000円ちょっとかかると思うんですが、途中残ったりなんかすることもあったりして、大体一家に二つくらいずつポリタンがあるかと思われまますが、使い切れない場合はどうなのかと。3月までということに要項では一応示されていますけれど、

4月以降も花冷えの日なんかが続いたりなんかして、4月以降も空になって、まだ灯油券が残っている場合です、それは使えないのかどうかです。そこについてのお考えを伺いたいと思います。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

まず、1点目ですけれども、その他町長が認める生活困窮世帯ということで対象の項目にはございますが、これは全体として前提とすれば在宅で生活している住民税非課税世帯ということで、非課税世帯でなくても経済的な打撃を受けておられる方は大勢いらっしゃると思いますが、この支援策に関しましてはそういった前提で実施をしたいというふうに考えております。

それから、2点目につきましては、こちらの券につきましては3月末までということで期限を考えております。ですので、この期間にお使いいただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） ええ。そのようにさっき質問した時に申し上げましたが、今の要項では住民税非課税世帯というのが大前提で、その中に町長が認める生活困窮世帯ということですから、それが入ってるのは承知しています。そうではなくて、去年課税世帯であって、もう今年になってから非課税になっている非常に所得が落ち込んでる人だっているでしょうということ、そういう人を救うための措置のために、この非課税世帯の枠の中ではなくて、町長が特に認める場合というのを設けるべきではないですかと、こうなっていますというのは聞きましたよ、何でそれができないんでしょうか、その答えを聞きたいんです。

というのは、全員を対象にしるなんて言っていませんから、本当に困った人が、例えば直近3か月だって、1か月でも収入が途絶えると様々なところ、生活にひずみが出てくるわけですよ。本当に困ってしまった人は、直近例えば3か月くらいの収入が落ち込むことを証明する物を持って、前年は課税だったけれど今年はとても厳しいんだよということが証明できるような物を持ってくれば、現在非課税——前年の非課税世帯でなくてもそれを証明はできるんじゃないかと考えるわけです。そこら辺の柔軟な対応ができないのかどうかということです。それについて、これは町長のお考えを伺いたいと思うんですが。

それからもう一つ、3月末までということなんですけど、使い切れない場合があった時はっていうことで、例えばポリタンがいっぱいになって、みんなきつと大事に大事に使ってると思うんですよ。それで灯油券が余った場合には、その灯油券は4月以降は全く使えないのかどうか、そこら辺も灯油券の取扱いの業者さんが町へ持ってきてお金と交換すればいいわけですから決して不可能ではないと思うんですけれど、

なぜ3月末と切ったんでしょうか。立科は4月でもとても寒いんです。灯油なしに暮らせないと思うんですけど、その考え方でですけど、一応目安は3月末としても余ってる場合は4月まで、本当に私知ってるんですけど、本当に工夫してできるだけストーブをたかないようにして暮らしてるんですよ、そういうお宅もあるので。そういう方たちが大事に大事に使いながらやってる時に、4月、3月末で灯油券が残った場合は延長もできるようにしたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

町長が認めるという条項があるじゃないかということですけども、いずれにしてもその基準というものがなければ判断ができません。ましてや今回の灯油券の関係につきましては、福祉灯油券、緊急です。この冬の間ということになりますので。これらを全部調べて、それが適正に漏れなくできるかといえば大変厳しい状況であります。かえって逆にそういった収入の落ちてる皆さんということになれば、これはコロナの問題が大きいかかってくるんじゃないかなというふうに思われますので、この辺についてはまた税等の関係等も出てまいりますので、その辺で考えていただければと思います。

議長（田中三江君） ほかに質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 立科町は、コロナの時に県や国が5割以上減収しないと駄目だっていう規定を救いましたよね。3割以上でしたっけ、15%以上だ。落ち込んだところには10万円支給するという、私大変温かい施策展開をして、10万円頂いて、その結果の決算委員会でも伺いましたけれど、立科町では事業を休んだり廃止したりするところはないという答弁を伺いました。そうやって救ってきたわけですよね。15%っていう基準、その時に作られたと思うんですけども、やっぱり町でも、何度も言いますが、前年課税世帯で、しかし今年度になってコロナの影響もあるでしょう、経済が大きく落ち込んだ家庭に対してやっぱり町が設けた15%なり、あるいは一般的に言われている3割で30%なり、そういう基準を設けて灯油券のほうも支給できるようにしてあげたら、どんなにか助かるんじゃないかなと、灯油高騰の折ですから。そういう温かい柔軟な対応をしていただけないかどうかっていうところをね。

一定の基準があるのは当然なんですけれども、申し出た人が収入が証明できる物があれば、例えば基準3割以上も落ち込んだとかいうのを、これは町が設けていいと思うんですけど、そういうことにも道を開くべきではないかなあと思うんですが、もう一度お願いします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

この支援策で全ての経済的な問題が解決するわけではございません。この支援策に関しましては、先ほどから申し上げておりますとおり、住民税非課税世帯という前提で

支援を行いたいと、このように考えております。よろしくお願いたします。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。7番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） 一般会計補正予算について、賛成の討論を行います。

町長は、今回、福祉灯油券という思い切った対応をとることを決め、今回の補正予算の提出に至ったわけですが、住民からも灯油の値上がりを憂える声がたくさんあって、私たちも申し入れをした経緯があるので大変うれしく思いました。しかし、その対象が、前年度住民税非課税世帯のうち、そして12月1日に住民であること、この二つだけに制限されているというのは大変残念に思います。

というのは、この補正予算でも最後に予備費ですが、そうは言っても、まだ2億円の予備費があるんですよ。やっぱこれだけのコロナの影響が大きくて、しかも原油やガソリン代がすごく、原油が上がってガソリン代や灯油が大変上がっている現在、町民の暮らしは本当大変です。子供がいない家庭であったり、あるいは65歳未満でも前年度課税世帯であっても今年度はとても大変だという方も大勢いらっしゃるかと思います。私は、ぜひそこに必ず条例の中に入っている「町長が特に認めた場合」というのを入れ込んで温かい対応を望むものです。

二つ目は、子育て世帯の臨時特別支援経費ということで、臨時給付金が1人5万円支給され、これは全額国ですが、町長は、できれば最初、先行5万円は現金で、後の5万円も現金でというふうに全員協議会で公表されましたが、私は歓迎するものです。やっぱり子育て世帯って本当に細かいものがいろいろかかったり、この町内だけではなくいろんな所で支出しなきゃいけないことがたくさんあるんですけれども、クーポン券だと使途が限られるという点では、効果的にはどうかなっていうところもあったので、町長が現金給付を決めていただいたことは大変心強く思いました。

以上、必要な施策が盛り込まれた補正予算であると認め、賛成といたします。

議長（田中三江君） ほかに討論はありませんか。2番、芝間教男君、登壇の上、願います。

〈2番 芝間 教男君 登壇〉

2番（芝間教男君） 2番、芝間教男です。令和3年度立科町一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場から申し上げます。

子育て支援臨時特別事業交付金に――補助金につきましては、先行型で合わせて4,592万円の臨時補正予算が組まれました。町長の考えでは、これは900人に先行型で

5万円を給付するという一方で、12月末までに支給を早急にやるということで今回の補正予算になりました。

なお、町長の考えではありますが、先ほど全員協議会の中で、残りの5万円について、立科町において、事業効果、事業の様子からクーポン券よりも現金給付を基本的に考えているということは現状に合った状況でありまして私は賛成をするものであります。

続きまして、社会福祉総務費におきまして、福祉灯油券給付費について600万円が計上されました。この事業につきまして、11月30日付で原油価格高騰から暮らしと営業を守るための緊急申入れを町長にしたところであります。

1番、生活保護世帯や低所得世帯、独り親世帯、高齢者世帯、障害者世帯などの福祉灯油制度を実施すること。

2番、中小企業に対する燃料費助成を実施すること。

3番、保育費——保育園、学校、学童クラブ、子育て支援センターなど子供に関わる施設の暖房費を十分に確保すること。

4番、民間福祉施設などの暖房費、燃料費の助成を実施すること。

5番、スマイル交通など委託事業者を含め、民間バス事業者、タクシー業者に対する支援策を実施すること、というような5項目を申入れたところあります。

今回、第6号の補正予算につきまして、立科町福祉灯油券交付事業について実施されることは誠にありがたいことではありますが、まだ不足をしているような感じがいたしますが、先ほどの説明の中で町民課長より、この支援施策については、また町長より税制との関係も出てくるというようなお話がありました。とにかく12月末までに灯油事業について早急に実施をしていくということが必要でありますので、この件については、とりあえずこの補正予算をもって灯油券が発行されるということについて賛成をいたします。

なお、今後のことにつきまして、先ほど申し上げましたとおり、また、昨年までは課税世帯であっても、今年、コロナ禍とかいろいろな状況により非課税になった世帯も多分町内にもおられるのではないかと思うわけであります。今年になって生活が大変になっている方について、また、来年の1月、2月から確定申告もあるわけですから今年の所得について判明ができてくるわけであります。税政との関係も出てくるということで、一定の基準がその部分で世帯が大変な部分も出てくるわけですから、第2弾、第3弾の検討もぜひお願いをしながら、今回の立科町一般会計補正予算（第6号）について賛成の討議といたします。

議長（田中三江君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして会議を閉じます。

令和3年第4回立科町議会定例会を閉会とします。理事者、議員各位、関係職員の皆さん大変お疲れさまでした。

なお、議員、理事者、職員の皆さんは、そのまましばらくお待ちください。

（午後2時53分 閉会）